

植物防疫事業交付金実施要領

制 定 平成26年3月20日付け25消安第5726号
一部改正 令和5年3月30日付け4消安第7075号

第1 趣旨

我が国において、将来にわたり安全な食料の安定供給を確保していくためには、我が国の農業に重大な損害を与えるおそれがある病害虫のまん延を確実に防止する必要があるところであり、また、病害虫は県境を越えて拡大することから、国と都道府県が協力して病害虫の防除等を行っていくことが必要である。

本事業は、植物防疫法（昭和25年法律第151号。以下「法」という。）に基づき行う都道府県の事業に必要な経費の財源に充てるため、都道府県に対し交付金を交付することにより、病害虫に対する適時適切な防除を実施し、農業生産の安定及び生産性の向上を図るとともに、安全な食料の安定供給に資するものである。

第2 事業の実施等

1 事業の実施方針

本事業の実施に当たっては、都道府県は、消費・安全局長が別に定める運用通知（以下単に「運用通知」という。）を踏まえるとともに、2の（1）及び（2）の事業間の相互関連、関係機関との連携に十分配慮するものとする。

2 事業の内容等

本事業の内容、実施主体は、次のとおりとする。

- （1）法第16条の7第1項に規定する侵入調査事業及び指定有害動植物についての発生予察事業（法第23条第1項に規定する「発生予察事業」をいう。以下同じ。）への協力

都道府県は、法第16条の7第1項に基づき農林水産大臣が実施する侵入調査事業及び法第23条第1項に基づき農林水産大臣が実施する発生予察事業に協力するため、法第16条の7第2項に基づく侵入警戒有害動植物の国内への侵入又は国内での分布の状況の調査及び法第23条第2項に基づく病害虫の発生動向や気象情報等の調査、病害虫情報（発生動向、防除対策）の農業者等への提供等を行う。

- （2）病害虫防除所の運営

都道府県は、法第32条に基づき設置する病害虫防除所において、植物検疫や防除の企画、農業者等が行う防除に係る指導に関する事務等を行う。

第3 事業実施計画

本事業の事業実施計画は、農林水産大臣が法第16条の7第2項及び法第23条第2項の規定に基づき定める計画（以下「事業実施計画」という。）とし、農林水産大臣は、毎年3月末までに、次年度の事業実施計画を各都道府県知事に通知するものとする。

第4 交付金の交付

- 1 国は、毎年度、予算の範囲内において、法第35条第1項の規定に基づき、都道府県に対し交付金を交付するものとする。

- 2 国は、1による都道府県への交付金の交付に当たっては、法第35条第2項の規定に基づき、植物防疫法施行令（昭和51年政令第146号）で定める基準により交付金の額を算定する。

第5 交付金の対象経費

1 交付金の対象経費は、区分ごとに次表に掲げるとおりとする。

区 分	経 費
1 侵入調査事業及び指定有害動植物の発生予察事業への協力	侵入調査事業及び指定有害動植物の発生予察事業に協力するため、侵入調査及び発生予察調査を行うのに要する活動費その他の経費
2 病虫害防除所の運営	病虫害防除所等が行う植物の検疫及び防除についての企画に関する事務、市町村、農業者又はその組織する団体が行う防除に対する指導及び協力に関する事務、その他防除に関し必要な事務を行うのに要する経費

2 交付金の対象経費の用途例は、消費・安全局植物防疫課長が別に定めるところによる。

3 2に掲げる経費のうち、病虫害防除員等の人件費の算定に当たっては、「補助金等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号経理課長通知）及び「委託事業における人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第961号経理課長通知）に基づき、適切に算定する。

第6 報告

都道府県は、運用通知により、事業の実施状況を報告するものとする。

第7 その他

国は、都道府県に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

附則

- 1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行に伴い、「植物防疫対策事業の運用について」（平成20年4月1日付け19消安第15437号消費・安全局長通知）は、廃止する。
- 3 平成25年度までに実施した事業に係る事務については、なお従前の例による。

附則

- 1 この通知は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領に基づいて実施された事業については、なお従前の例による。